

# 新型コロナウイルス感染症事業所運営継続支援金

## クラスター対策支援金

米原市では、新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生した施設の事業継続を応援するための支援金を交付します。

### 1 対象者の主な要件

申請時点において、滋賀県が認定したクラスター発生施設の運営主体である事業者の方で、次の全てを満たす方が対象となります。

- (1) 市内に事務所または事業所を有する事業者の方
- (2) 従業員（雇用保険被保険者）の人数が20人以下の事業者の方
- (3) 滋賀県安心・安全店舗認証制度を取得した、または申請済みの方（飲食業に限る）
- (4) 令和2年度分までの市税等を滞納していない事業者の方 など

※支援金の交付は同一の施設に対して1度に限りです。

※施設の運営主体が行政機関の場合は対象外です。

※申請内容に偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは取り消す場合があります。

### 2 交付金額

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| クラスター発生施設の延床面積<br>100平方メートル以上の施設 | 延床面積100平方メートル当たり30,000円（上限300,000円）<br>※100平方メートル未満切捨て |
| クラスター発生施設の延床面積<br>100平方メートル未満の施設 | 30,000円  |

### 3 提出書類

- 事業所運営継続支援金交付申請書兼請求書  
【申請書の入手方法】
  - ・市公式ウェブサイトから様式を印刷
  - ・市役所農林商工課に設置
- クラスター施設の延床面積が分かる資料  
(図面や施設台帳等の写し)
- 事業所等所在地、事業内容等を記載した書類  
(開業届、確定申告書等の写し)
- 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

### 4 提出方法

- 郵送  
【郵送先】  
〒521-8501  
米原市米原1016  
米原市役所本庁舎 農林商工課 行
  - 市役所本庁舎 農林商工課窓口へ提出
- **令和4年3月31日(木) 締切**